

東北大学における教育の質保証に関する基本方針

令和元年6月18日

教育研究評議会

改正 令和3年6月15日教育研究評議会

令和5年4月18日教育研究評議会

1. 目的

東北大学は、開学以来の「研究第一主義」の伝統、「門戸開放」の理念及び「実学尊重」の精神を踏まえ、人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的の実現に向けて、本学における恒常的・継続的な教育研究活動等（学校教育法第109条第1項に定める教育研究等の活動をいい、施設及び設備に関する事項を含む。以下同じ。）の質及び学生の学習成果の水準の維持・向上及び学部・研究科の改革（以下「教育研究活動等の質保証」という。）を推進するため、その基本単位、責任体制及び対象と方法（以下「内部質保証体制」という。）について定めることとする。

2. 基本単位

この基本方針に基づき、本学における教育研究活動等の質保証を行う基本単位は、原則として、全学教育実施組織、教職課程実施組織、学部、研究科（教育研究上の基本組織）及び高等大学院機構（以下、「部局等」という。）とし、別に定める組織とする。

3. 責任体制

- (1) 本学における教育研究活動等の質保証に関する責任者は総長とする。
- (2) 全学レベルで教育研究活動等の質保証を統括する組織として、教育改革推進会議の下に「教育の質保証検証部会」を置き、総長が指名する理事又は副学長がその運営を行う。
- (3) 中長期にわたる学部・研究科の改革方針の検討並びに学部及び研究科に対する教育改革推進の要請内容の検討を行う組織として「学部・研究科の改革推進部会」を置き、総長が指名する理事又は副学長がその運営を行う。
- (4) 部局等における教育研究活動等の質保証に関する責任者は各部局等の長とし、必要に応じて、質保証の単位ごとに別に定める責任者と実施組織を置くことができる。
- (5) 全学レベルで実施する事項の質保証を推進する組織は、次の組織とする。

事項	対応する組織
全学教育	学務審議会
教職課程	学務審議会
入試	入学試験審議会
学生支援	学生生活支援審議会

- (6) 全学及び部局等における教育研究活動等の質保証に係るデータの収集・分析は、各基本単位が、高度教養教育・学生支援機構教育評価分析センターと連携して行う。

4. 対象と方法

- (1) 教育研究活動等の質保証プロセス

① 教育研究活動等の質保証は、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的、三つの

ポリシー（学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針）に基づき、教育研究活動の「実施状況とその成果」と、それに関する自己点検・評価及び改善活動を対象とする。

- ② 各基本単位は、上記の観点から一定期間ごとに自己点検・評価を行うとともに、循環的な体制を構築して改善につなげる。
- ③ 各基本単位は、教育研究活動等の質保証に係る体制と自己点検・評価の結果に関して、一定期間ごとに教育の質保証検証部会に報告書を提出する。
- ④ 教育の質保証検証部会は、各基本単位から提出された報告書を精査し、必要に応じて助言・支援を行う。また、改善・向上が必要な事項については、各基本単位に対し、改善・向上の取組を要請し、次年度の報告書で取組結果の報告を求める。
- ⑤ 教育の質保証検証部会は、各基本単位から提出された報告書の精査結果を、教育改革推進会議を通じ、教育研究評議会へ報告する。

(2) 教育研究活動等の改善・向上プロセス

内部質保証体制において共有、確認された事項を踏まえ、教育研究活動等の改善・向上を進めるため、それぞれ、次の組織において対応を検討、立案、実施する。その結果は、教育改革推進会議を通じ、教育研究評議会へ報告する。

対応すべき事項		対応する組織
設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事及び会計監査人からの意見、外部者による意見並びに当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果	全学レベルにおける教育研究活動等の質保証に関する事項	教育改革推進会議
	全学教育の質保証に関する事項	学務審議会
	入試の質保証に関する事項	入学試験審議会
	学生支援の質保証に関する事項	学生生活支援審議会
	学部・研究科・高等大学院機構における教育研究活動等の質保証に関する事項	各学部・研究科教授会 高等大学院機構運営委員会
	教職課程の質保証に関する事項	学務審議会
	その他の事項	該当する本部事務機構各部又は各学部・研究科教授会

(3) その他、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年6月15日改正）

この基本方針は、令和3年6月15日から施行する。

附 則（令和5年4月18日改正）

この基本方針は、令和5年4月18日から施行する。